

視点

認知症と成年後見制度～意思決定支援～



福島県医師会常任理事

原 寿 夫

はじめに

「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」いわゆる「認知症基本法」が、昨年（2024年）1月1日施行された。基本法は、国政における重要な分野について、国の制度や政策、対策に関する基本方針や原則、準則、大綱を明示したものであり、昭和でいうと100年となる今年までに第二次大戦後策定された基本法等保健医療福祉に係る主な制度は下記のとおりである。

昭和元年……1926年

昭和20年……1945年

昭和20年代：生活保護制度等……………【福祉】

昭和30年代：国民皆保険制度……………【医療】

昭和45年：障害者基本法

昭和48年：老人医療費支給制度…【福祉元年】

昭和60年代：老人保健法……………【保健】

平成7年（昭和70年）：高齢社会対策基本法

平成12年（昭和75年）：介護保険制度…【介護】

成年後見制度

平成15年（昭和78年）：少子化社会対策基本法

平成18年（昭和81年）：自殺対策基本法

がん対策基本法

平成21年（昭和84年）：肝炎対策基本法

令和6年（昭和99年）：認知症基本法

令和7年（昭和100年）…2025年

共生社会の実現を推進する「認知症基本法」の施行を受け、昨年（2024年）12月に「認知症施策推進基本計画」が作成された。その計画には、下記のように書かれている。

○認知症施策推進基本計画

前文：認知症とMCIの有病率の合計値は約28%（2022年時点・2040年の予測値は30.5%）であり、「誰もが認知症になり得る」という認識のもと、認知症になっても生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、認知症バリアフリーの推進、社会参加機会の確保等、認知症基本法に掲げる理念・施策の推進に取り組んでいくことが重要。

I 基本計画について

II 基本的な方向性

この中で、「新しい認知症感」について下記のように規定している。

①誰もが認知症になり得ることを前提に、国民一人ひとりが自分ごととして理解する。

②個人としてできること・やりたいことがあり、住み慣れた地域で仲間と共に、希望を持って自分らしく暮らすことができる。

III 基本的施策…12項目の4項目目に下記が記載されている。

④意思決定支援・権利擁護

IV 重点目標等…4つの重点目標の2つ目に下記が記載されている。

②認知症の人の意思の尊重

V 推進体制等…既存の介護保険事業計画等との一体的な策定

また、2000年の介護保険法施行後、2004年には「痴呆」が「認知症」へ用語変更され、要介護となった原因の第1位は認知症で、翌2005年から「認知症サポーター」養成研修が始まった。2015年には新オレンジプランが策定され、これを受け2017年に介護保険法が改正され、認知症の人及びその家族の意向を尊重することが求められ、2019年には認知症施策推進大綱が関係閣僚会議で決定された。2020年に介護保険法がさらに改正され、認知症について診断基準等柔軟な対応が求められることとなった。

これらの経過を踏まえ、2023年に上記の「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が成立し、2024.1.1施行された。そして、「認知症と向き合う『幸齢社会』実現会議」が設置され現在に至っている。

1. 福島県認知症施策推進会議について

福島県における認知症施策の推進のために、医師会と歯科医師会、薬剤師会、看護協会に表1の研修事業が委託されている。この中で、福島県医師会に委託されているのは表1の2つの事業で、どちらも現状に加えてさらに100人のかかりつけ医の協力が必要で、多くの会員のご協力をぜひお願いしたい。

表1 具体的な施策	指標	計画策定時 令和元年度 (2019年度)	令和4年度実績 (2022年度)	令和5年度実績 (2023年度)	計画終期 令和7年度 (2025年度)
第2部 医療従事者の認知症対応力向上の促進					
かかりつけ医認知症対応力向上研修		1,198人	1,354人	1,456人	1,550人以上
認知症サポート医養成研修	修了者数 【累計】	206人	234人	240人	350人以上

また、市町村に求められている「チームオレンジ」は、県内59市町村中整備済は下記7市町村のみであり、さらなる整備が求められている。

郡山市 いわき市 白河市 南相馬市
会津美里町 塙町 玉川村

その他、若年性認知症への取り組みや、小中学生への認知症に関する普及啓発の推進等課題はまだ多い。

このような福島県内の現状に対し、認知症の人の意思決定支援及び権利利益の保護について、施策の目標として、下記のように記載されている。

「認知症の人が、基本的人権を享有する個人として、自らの意思によって日常生活及び社会生活を営むことができるように、認知症の人への意思決定の適切な支援と権利利益の保護を図る。」

制度の利用者は増加傾向（図1参照）にある。

成年後見制度の申立開始原因別では認知症が57.2%と多く、本人と後見人の関係は弁護士、司法書士、親族、社会福祉士の順に多い（表2参照）。成年後見人になれるのは、親族、専門職、市民後見人、福祉関係の法人で、更なる成年後見制度の利用促進のためには、その担い手の育成が必要である。

専門職以外の「法人後見実施団体」育成研修は令和7年度から、「市民後見人」育成研修は令和8年度から予定されている。これらの後見人は、下記の通りである。

・法人後見実施団体

社会福祉法人や社団法人、NPO法人などの法人が成年後見等になり、個人で成年後見人等に就任した場合と同様に、判断能力が不十分な人の保護・支援を行う。法人の職員が後見事務を担当して行うため、職員が何らかの理由でその事務を行えなくなっても、担当者を変更することにより、後見事務を長期間にわたり継続して行うことができる。

・市民後見人

弁護士や司法書士、社会福祉士などの資格を持たない、親族以外の市民による成年後見人等。同じ地域に暮らす住人として、本人と同じ目線で考え、相談し合える、寄り添い型の支援を体現する活動。

尚、県内における担い手育成の状況は下記の通りである。

・法人後見

福島県実施なし 全国46.8%

市町村2%(4):会津

全国市町村3.9%

実施団体数 法人12

社協75%(9):福島・郡山・いわき・須賀川・喜多方・桑折・只見・南会津・檜葉

NPO17%(2):いわき

その他8%(1):会津若松

・市民後見・厚労省基本カリキュラム

福島県実施なし 全国34%

市町村7%(4):福島・いわき・南相馬・金山

養成者数117

登録者数22(19%)

受任者数13(11%)

おわりに

共生社会の実現には、意思決定支援が不可欠である。そのためには成年後見制度による成年後見人の選任、その活躍がとても重要である。

かかりつけ医として、また病院等医療機関の事務職も含めて成年後見制度について理解することは、患者さん利用者にとってとても意味あることと思われる。そのために、令和7年度に成年後見制度に関する研修会を予定しているので、多くの関係者にぜひご参加いただきたく、宜しくお願い致します。